

TSDカリ会則

- 第1条 【名称・目的】
このクラブの名称は、フィットネスクラブTSDカリ(以下当クラブ)と称し、当クラブ内の諸施設を利用して、心身の健康維持、推進を図ることを目的とする。
- 第2条 【所在地】
当クラブの事務所は株式会社TSD内に置くものとする。
- 第3条 【運営・管理】
当クラブの施設は、株式会社TSD(以下会社という)が所有し、運営・管理を行なうものとする。
- 第4条 【会員】
①当クラブは会員制とし、会員は当クラブの会則に基づき諸施設を利用する事が出来る。
②会社は、本会則に基づく契約を締結し、会員資格を認められた者を当クラブの会員とする。
- 第5条 【入会資格】
①当クラブに入会の資格を有するものは健康な男女で、会則を承認し、入会を希望するものとする。
②高校生及び収入のない未成年が入会を希望する場合は、保護者の承諾を必要とする。
③刺青のある方、伝染病、精神病患者の方は、入会することができない。
(当クラブが必要と判断した場合、医師の診断書を提出するものとする)
- 第6条 【入会金】
入会金は、当クラブの定める金額とし、いかなる場合もこれを返還しないものとする。
- 第7条 【月会費】
①月会費は、当クラブの定める金額とし、いかなる場合もこれを返還しないものとする。
②月会費は、当クラブが定める所定の方法にて納めなければならない。
会員のメインバンクよりの自動引落システム……毎月27日
これは、翌月分の月会費に充当する。例:1/27→2月分
③当クラブは一般経済情勢の変動、及びクラブの経営上必要がある場合には月会費を変更することがある。
④会員は、月会費を3ヶ月間滞納し、且つ、会員継続、支払いの意志が確認できない場合には、強制退会となる。また、滞納分に関してはその後も支払義務を継続し、必ず支払うものとする。
- 第8条 【入会】
①入会后、7日以内に所定の手続き(入会金、スタート月より2ヶ月分の月会費、銀行引落手続き、写真2枚・身分証明書)を完了しなければならない。
- 第9条 【退会】
①退会手続きは、退会希望月の前月末までに、必ず本人が会員証持参の上、規定の退会申込用紙に必要事項を記入し、引落し手続時の銀行印を捺印の上、当クラブに提出するものとする。
従って、口頭、電話、伝言による受付は一切行わないものとする。
②会費の銀行引落しは、退会申出月の翌月27日(休日の場合は翌営業日)の引落分よりの停止となる。
③退会申出時に会費の未入金がある場合は、その全額を入金した場合のみ、その場で退会を受けつけるものとする。
- 第10条 【休会】
基本的に休会は会員が復帰を確約する場合のみに適応するものとする。
①休会手続きは、休会希望月の前月末までに、必ず本人が会員証持参の上、規定の休会申込用紙に必要事項を記入し、引落し手続時の銀行印を捺印の上、当クラブに提出するものとする。
従って、口頭、電話、伝言による受付は一切行わないものとする。
②休会の場合は、休会登録料(1500円)を月会費の代わりに納めなければならない。
③会費の銀行引落しは、休会申出月の翌月27日(休日の場合は翌営業日)の引落分よりの変更となる。

* 休会したままでの退会は不可。会員資格有効最終月はいかなる場合も復帰し、通常通りの会費を支払うものとする。

- 第11条 【休日】
当クラブは祝祭日及び毎週月曜日(平成19年2月1日より)を定休日とする他、年末年始、お盆、及び施設点検、その他やむを得ない事由が発生した場合は休業するものとする。ただし、当クラブ側の事由により休業する場合は、その旨を事前に当クラブ内に掲示するものとする。
- 第12条 【施設の廃止・利用制限】
天災、法令及び条例の制定、改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、施設の修理、改装、その他やむを得ない事由が発生した場合は、会社は施設の一部を廃止し、またその利用を制限できる。
- 第13条 【責任事項】
①当クラブ内で発生した盗難、負傷等の事故については、当クラブは一切の責任を負わないものとする。
②当クラブにおける格闘技練習(スパーリング等)、格闘技関係の大会への参加は個人の意志によるものであり、その責務は全て本人に依拠する。尚、スパーリングは原則として禁止する。ただし、インストラクターの許可がある場合にはこの限りではない。当クラブ主催大会に際しては当方で用意した誓約書への署名を義務付けるものとする。他団体への大会参加に際しては、当クラブの許可を必要とする。
③当クラブに設置されている、太鼓や備品をスタッフの許可無く、触れたり破損した場合は、弁償対象とする。
- 第14条 【諸規則の遵守】
会員は諸施設利用について、当クラブが定める会則及び諸規則、並びにインストラクターの指示を守らなければならない。仮に、この内容に関して違反した場合は、退室、警告、または強制退会などの処置をとるものとする。
- 第15条 【禁止事項】
以下の禁止事項に違反した場合は、退室、警告、または強制退会などの処置をとるものとする。
①リズムミックボクシング及びダンス系レッスンのクーリングダウン等の静けさを必要とする時間帯には、サンドバック、ウエイトトレーニング、その他レッスンの妨げとなるような激しいトレーニングは原則として禁止する。
②英会話及びヨガ、メイク、ネイルのレッスン中は受講者以外の入室を禁止する。
③当クラブ利用の際に、クラブ内で他の会員に迷惑になる行為や、レッスン妨害になる行為は一切禁止とする。
④酒気を帯びた方の入館は一切禁止とする。
⑤クラブ内にて、宗教及び他団体への勧誘、並びに物品販売は、一切禁止とする。
⑥スタジオ及びレッスン風景を許可無く撮影する事を禁止とする。
⑦キッズのマシン・リング・サンドバック利用は一切禁止する。
- 第16条 【改正】
本会則の改正、変更は会社の定める所によるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとする。また、改正、変更の際は当クラブサイト内にて更新し掲示するものとする。
- 補足
・入館の際は必ず会員証を提示しなければならない。会員証のない場合は、入館できません。
・クラブ内に提示された注意事項及びインストラクターの指示などは、会則と同じ効力を有するものとする。
・クラブ利用上の情勢は全てクラブ内にて告知するものとする。

株式会社リタム
株式会社 TSD
フィットネスクラブ
T S D カリ